

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

婚姻（昭和40年1月）時に、A町役場で夫が私の国民年金加入を行った。その後の国民年金保険料は、私が数か月に一度ずつ私と夫の二人分を同町役場の窓口で納付し、年金手帳に印紙を貼ってもらっていた。いつも二人分を納付していたので、申立期間について、夫は納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、20歳到達時である昭和38年*月から59年1月までの国民年金加入期間において、申立期間及び38年10月から39年3月までの期間を除き国民年金保険料の未納は無く、婚姻後、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間を含む国民年金制度発足当初から60歳到達の前月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が主張するとおり、昭和40年2月22日にA町で払い出されていることが確認できる。申立人は、申立期間当時、生活状況に特に変化はなかったとしており、前述のとおり、申立人は、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとされているほか、婚姻後、申立人が自身の分と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで
会社退職(昭和42年3月)後の私の国民年金加入手続及び保険料納付は、全て夫が行ってくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする夫は、国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月6日にA町で夫と連番で払い出されていることから、その頃に申立人及びその夫の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失した42年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の過年度保険料の納付書が送付されたものと推認できる。

加えて、申立人は、「夫は、納付書が送付されれば、必ずその納付書により保険料を納付していた。」としていることから、保険料の納付意識が高かった夫が送付されてきた納付書により申立期間の保険料を納付していた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案7211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月から20年2月16日まで
② 昭和21年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和18年にA社に入社してから退職するまで継続して勤務していたので、同社の厚生年金保険の記録において未加入期間があることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における「資格喪失」欄の「21. 1. 1 転勤」の記載から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和21年1月1日に同社C支店から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和21年3月の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、A社C支店に勤務していた複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人が当該期間において同社同支店に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない。

また、複数の同僚は、「A社C支店では、試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨を証言している。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7212

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年4月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月15日から21年4月19日まで
② 昭和21年8月10日から23年8月20日まで

A社に就職後、昭和16年9月17日から同社に籍を置きながら従軍し、21年4月19日に復員した。復員後、故郷でB事業所の勧誘員に誘われ、同年8月のお盆の頃からC県の同事業所に勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D県が保存する軍歴に関する「陸軍戦時名簿」により、申立人は、昭和16年9月17日に陸軍に召集され、21年4月19日に召集解除されたことが確認できるが、オンライン記録では、申立人は、陸軍に召集中の20年5月15日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、A社の同僚の中には、召集されていた期間において厚生年金保険被保険者記録が継続しており、復員時に被保険者資格を喪失している者が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期

間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、復員時まで厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日は、「陸軍戦時名簿」において確認できる召集解除された日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和20年4月の記録から、80円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B事業所の複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和22年10月29日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日より前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、B事業所の事業主は、既に死亡している上、同事業所を承継したE社も、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和22年4月に入社した。」と証言していることから、当時のB事業所では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和45年4月1日から平成20年3月31日までの期間、A社に継続して勤務した。申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された船員手帳及びA社の人事記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和52年8月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における船員保険被保険者名簿の昭和52年6月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和52年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を船員保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和22年10月31日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和16年4月から59年10月までの期間、A社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者名簿では、昭和22年11月1日から31年3月16日まで被保険者であった旨記録されているが、厚生年金保険被保険者台帳には、当該期間に係る記録が無く、一方、同被保険者台帳では、21年9月16日から22年10月31日まで被保険者であった旨記録されているが、同被保険者名簿には、当該期間に係る記録が無い状況にあり、申立人に係るオンライン記録、同被保険者台帳の記録及び同被保険者名簿の記録は、いずれも異なった記録とされている。

さらに、A社の同僚について、オンライン記録、厚生年金保険被保険者台帳の記録及び厚生年金保険被保険者名簿の記録がいずれも異なった記録とされている申立人と同様の状況にある者が複数みられるとともに、同被保険者台帳及び同被保険者名簿では、申立期間の被保険者記録は無いが、オンライン記録には、申立期間の被保険者記録が確認できる者も複数みられることか

ら、社会保険事務所（当時）の同社に係る被保険者記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和22年10月31日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の厚生年金保険被保険者台帳及び申立期間後の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、その主張する標準賞与額（申立期間①は38万円、申立期間②は22万円、申立期間③は26万5,000円、申立期間⑤は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は38万円、申立期間②は22万円、申立期間③は26万5,000円、申立期間⑤は22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額（申立期間④は39万円、申立期間⑥は27万円、申立期間⑦は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に訂正し、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間④は39万円、申立期間⑥は27万円、申立期間⑦は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月15日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年3月15日
⑥ 平成17年7月8日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年3月15日

私の申立期間①、③、④、⑥及び⑦の標準賞与額は、給与明細書（賞与）で確認できる実際に支給された金額より低く記録されている。

また、申立期間②及び⑤については、給与明細書（賞与）により賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

さらに、申立期間⑧については、給与明細書（賞与）により、賞与から厚生年金保険料を控除されていないものの、事業主に確認したところ、保険料を全額負担するとの回答であった。しかし、標準賞与額の届出が行われないままになっているため、標準賞与額の記録が無い。

以上の理由から、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額の記録を正しくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、申立人から提出された当該期間の給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は38万円、申立期間②は22万円、申立期間③は26万5,000円、申立期間⑤は22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④、⑥及び⑦について、申立人から提出された当該期間の給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間④は39万円、申立期間⑥は27万円、申立期間⑦は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る賞与支払年月日は平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日とされているが、申立人から提出された給与明細書（賞与）の写しによれば、賞与支払年月日は、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日であることが確認できることから、給与明細書（賞与）の写しにより確認できる日付に賞与支払年月日を訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、社会保険事務を担当していた事業主が既に他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書（賞与）の写しで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認めら

れない。

申立期間⑧について、申立人は、B事業所の事業主が保険料を被保険者分も負担することを了承しているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、申立人から提出された給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、その主張する標準賞与額（申立期間①は105万4,000円、申立期間②は50万円、申立期間③は70万5,000円、申立期間⑤は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は105万4,000円、申立期間②は50万円、申立期間③は70万5,000円、申立期間⑤は50万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額（申立期間④は100万4,000円、申立期間⑥は71万円、申立期間⑦は102万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に訂正し、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間④は100万4,000円、申立期間⑥は71万円、申立期間⑦は102万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月15日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年3月15日
⑥ 平成17年7月8日
⑦ 平成17年12月9日

私の申立期間①、③、④、⑥及び⑦の標準賞与額は、実際に支給された

金額より低く記録されている。

また、申立期間②及び⑤については、賞与の支給があったにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

以上の理由から、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額を正しくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、申立人から提出された当該期間に係る給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は105万4,000円、申立期間②は50万円、申立期間③は70万5,000円、申立期間⑤は50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④、⑥及び⑦について、申立人から提出された当該期間に係る給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにより、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間④は100万4,000円、申立期間⑥は71万円、申立期間⑦は102万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る賞与支払年月日は平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日とされているが、申立人から提出された給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写し及びA事業所から給与及び賞与の振込がされた預金通帳の写しによると、賞与支払年月日は、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日であることが確認できることから、当該所得税源泉徴収簿の写し及び預金通帳の写しにより確認できる日付に賞与支払年月日を訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、社会保険事務を担当していた事業主が既に他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿の写しで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、その主張する標準賞与額（申立期間①は49万6,000円、申立期間②は26万円、申立期間③は30万円、申立期間⑤は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は49万6,000円、申立期間②は26万円、申立期間③は30万円、申立期間⑤は26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額（申立期間④は50万円、申立期間⑥は30万5,000円、申立期間⑦は51万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に訂正し、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間④は50万円、申立期間⑥は30万5,000円、申立期間⑦は51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月15日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年3月15日
⑥ 平成17年7月8日
⑦ 平成17年12月9日
⑧ 平成18年3月15日

私の申立期間①、③、④、⑥及び⑦の標準賞与額は、給与明細書（賞与）で確認できる実際に支給された金額より低く記録されている。

また、申立期間②及び⑤については、給与明細書（賞与）により賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

さらに、申立期間⑧については、給与明細書（賞与）により、賞与から厚生年金保険料を控除されてはいないものの、事業主に確認したところ、保険料を全額負担するとの回答であった。しかし、標準賞与額の届出が行われないうままになっているため、標準賞与額の記録が無い。

以上の理由から、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の標準賞与額の記録を正しくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、申立人から提出された当該期間の給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は49万6,000円、申立期間②は26万円、申立期間③は30万円、申立期間⑤は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④、⑥及び⑦について、申立人から提出された当該期間の給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間④は50万円、申立期間⑥は30万5,000円、申立期間⑦は51万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る賞与支払年月日は平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日とされているが、申立人から提出された給与明細書（賞与）の写しによれば、賞与支払年月日は、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日であることが確認できることから、給与明細書（賞与）の写しにより確認できる日付に賞与支払年月日を訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、社会保険事務を担当していた事業主が既に他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書（賞与）の写しで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認めら

れない。

申立期間⑧について、申立人は、B事業所の事業主が保険料を被保険者分も負担することを了承しているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい旨申し立てている。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、申立人から提出された給与明細書（賞与）の写しにより、申立人は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成20年4月は32万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は26万円、同年12月は32万円、21年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は33万5,000円、申立期間③は33万1,000円、申立期間④は19万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は申立期間⑤に係る標準賞与額10万6,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月から21年8月まで
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

前回の申立てで、保険料徴収権の時効が消滅した期間（平成10年4月から20年3月まで）について、第三者委員会の決定により、年金記録が訂正された。前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①について、給与支給額に比べ標準報酬月額が低く記録されている。ま

た、申立期間②から⑤までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書（平成20年4月から21年8月まで）により、申立人は、当該期間において24万円から41万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる給与総支給額又は保険料控除額から、平成20年4月は32万円、同年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月は30万円、同年10月は34万円、同年11月は26万円、同年12月は32万円、21年1月は34万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについて、申立人は当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、申立期間②から④までについては、本件申立日において

保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、当該期間において、21万2,000円から35万5,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、19万8,000円から33万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は33万5,000円、申立期間③は33万1,000円、申立期間④は19万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人に対し、当該期間に係る標準賞与額（10万6,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、10万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は32万6,000円、申立期間③は27万6,000円、申立期間④は17万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は申立期間⑤に係る標準賞与額9万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月から21年8月まで
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

前回の申立てで、保険料徴収権の時効が消滅した期間（平成18年3月から20年3月まで）について、第三者委員会の決定により、年金記録が訂正された。前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①については、給与支給額と比べ標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間②から⑤までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、これらの期間の年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成21年1月及び同年6月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において26万円から28万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成21年1月及び同年6月から同年8月までの期間は19万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成20年4月から同年12月までの期間及び21年2月から同年5月までの期間については、申立人から提出された預金通帳の写し、源泉徴収票、課税庁から提出された課税資料の年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚から提出された給与支給明細書において確認できる給与支給額及び保険料控除額の推移などから判断すると、申立人は、当該期間において上記の直後の期間と同額の標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについては、申立人は当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、申立期間②から④までについては、本件申立日において

保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②及び③について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、A社から賞与支給月以外の月の約2倍強の振込額（給与と賞与の合算振込）が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたことが認められる。

また、申立人から提出された源泉徴収票、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間②は32万6,000円、申立期間③は27万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

申立期間④について、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において19万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、17万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、17万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から④までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人に対し、当該期間に係る標準賞与額（9万5,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、9万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は36万4,000円、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は申立期間⑤に係る標準賞与額9万8,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月から21年8月まで
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

前回の申立で、保険料徴収権の時効が消滅した期間（平成19年11月から20年3月まで）について、第三者委員会の決定により、年金記録が訂正された。前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①について、給与支給額に比べ標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間②から⑤までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書（平成20年4月から21年8月まで）により、申立人は、当該期間において22万円から38万円の標準報酬月額に見合う給与額が支給され、18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについて、申立人は当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、申立期間②から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、当該期間において、19万6,000円から38万2,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、18万3,000円から36万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は36万4,000円、申立期間③は34万1,000円、申立期間④は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人に対し、当該期間に係る標準賞与額（9万8,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、9万8,000円に訂正することが必要である。

愛知厚生年金 事案7221

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成7年12月から8年8月までは26万円、同年9月は28万円、9年5月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円、申立期間②は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から9年9月まで
② 平成10年8月及び同年9月
③ 平成20年4月19日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際の支給額又は控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と異なるので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③に係る賞与の記録が欠けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年12月1日から8年10月1日までの期間及び9年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において32万6,789円から42万9,273円の給与を支給され、7年12月から8年8月までは26万円、同年9月は28万円、9年5月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年12月から8年8月までは26万円、同年9月は28万円、9年5月から同年8月までは36万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないものの、申立人が所持する給料支払明細書の記載内容は正しいとして届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（28万円）よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において39万8,919円及び41万1,888円の給与を支給され、44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、上述のとおり、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる支給額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、上述のとおり、当時の届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人から提出された給料支払明細書（平成20年4月支給の大入袋）により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められるものの、A社の事業主は、「平成20年4月に支払った大入袋は、社員旅行に行った先で全社員に一律の額を支払った

もので、賞与とは異なる。このため、厚生年金保険料を控除したことは間違
いだった。」と証言している。

また、厚生年金保険法第3条第3項には、報酬は労働者が労働の対償とし
て受ける全てのものをいうが、臨時に受けるものはこの限りでない旨規定さ
れている上、日本年金機構B事務センターは、「申立てに係る大入袋について
は、労働の対償であっても、被保険者が常態として受ける報酬等（報酬及び
賞与）に含まれない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が平成20年4月に事業主から支給された「大入袋」は、当該期間に係
る賞与とは認められないことから、申立人が当該期間について、その主張す
る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい
たと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成20年4月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は30万円、21年1月及び同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は33万8,000円、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は18万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間⑤に係る標準賞与額10万1,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万1,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月から21年8月まで
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

前回の申立てで、保険料徴収権の時効が消滅した期間（平成12年6月から20年3月まで）について、第三者委員会の決定により、年金記録が訂正された。前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①について、給与支給額に比べ標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間②から⑤までについて、賞与から厚生年金保険料が控除され

ているので、これらの期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書（平成20年4月から21年8月まで）により、申立人は、当該期間において24万円から41万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる給与総支給額又は保険料控除額から、平成20年4月から同年10月までは32万円、同年11月及び同年12月は30万円、21年1月及び同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについて、申立人は当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、申立期間②から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、当該期間において、20万2,000円から35万8,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、18万9,000円から33万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、当該期間について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は33万8,000円、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人に対し、当該期間に係る標準賞与額（10万1,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、10万1,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、その主張する標準賞与額（申立期間①は40万5,000円、申立期間②は23万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間⑤は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万5,000円、申立期間②は23万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間⑤は23万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額（申立期間④は41万円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は42万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日に訂正し、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間④は41万円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年3月15日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年3月15日
⑥ 平成17年7月8日
⑦ 平成17年12月9日

私の申立期間①、③、④、⑥及び⑦の標準賞与額は、給与明細書（賞

与)で確認できる実際に支給された金額より低く記録されている。

また、申立期間②及び⑤については、給与明細書(賞与)により賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

以上の理由から、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額の記録を正しくしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、申立人から提出された当該期間の給与明細書(賞与)の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間①は40万5,000円、申立期間②は23万円、申立期間③は27万5,000円、申立期間⑤は23万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④、⑥及び⑦について、申立人から提出された当該期間の給与明細書(賞与)の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間④は41万円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は42万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る賞与支払年月日は平成16年12月15日、17年7月20日及び同年12月12日とされているが、申立人から提出された給与明細書(賞与)の写しによれば、賞与支払年月日は、それぞれ16年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日であることが確認できることから、給与明細書(賞与)の写しにより確認できる日付に賞与支払年月日を訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、社会保険事務を担当していた事業主が既に他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書(賞与)の写しで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額に係る記録については、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は34万7,000円、申立期間④は18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は申立期間⑤に係る標準賞与額9万9,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を9万9,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月から21年8月まで
② 平成20年7月25日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月24日
⑤ 平成21年12月25日

前回の申立てで、保険料徴収権の時効が消滅した期間（平成17年4月から20年3月まで）について、第三者委員会の決定により、年金記録が訂正された。前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①について、給与支給額と比べ標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間②から⑤までについて、賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書（平成20年4月から21年8月まで）により、申立人は、当該期間において22万円から36万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについて、申立人は当該期間の標準賞与額に係る記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間のうち、申立期間②から④までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑤については、本件申立日において保険料徴収権が消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、当該期間において、19万9,000円から37万2,000円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、18万6,000円から35万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は34万7,000円、申立期間④は18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から④までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人に対し、当該期間に係る標準賞与額（9万9,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、9万9,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は17万8,000円、申立期間③は8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年1月から21年8月まで
② 平成21年7月24日
③ 平成21年12月25日

先般、平成19年1月から20年12月までの期間について申立てをし、第三者委員会の決定により年金記録が訂正された。しかし、前回の申立日において保険料徴収権の時効消滅前であった申立期間①については、給与支給額に比べ標準報酬月額が低く記録されている。また、申立期間②及び③については、賞与が支給されたが、賞与の記録が無い。申立期間①から③までについて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）を超える給与の振込が確認できる。

また、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚から提出された給与支給明細書におい

て確認できる給与支給額及び保険料控除額の推移状況から判断すると、申立人は、当該期間において19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間において賞与支給月以外の月の約2倍を超える振込（給与と賞与の合算振込）が確認できることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給されていたことが認められる。

また、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額の推移状況から判断すると、申立人は、申立期間②は17万8,000円、申立期間③は8万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月5日、資格喪失日に係る記録を47年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、45年12月から46年8月までは3万9,000円、同年9月から47年1月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月1日から44年3月5日まで
② 昭和45年6月23日から同年12月1日まで
③ 昭和45年7月7日から同年12月1日まで
④ 昭和45年12月5日から47年2月1日まで

私は、B社では約3年間、C社及びD事業所では約半年間、A社では約1年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人から提出されたA社作成の在籍証明書及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該在籍証明書に署名している当時の上司は、「申立人は、正社員であった。正社員は、全員が厚生年金保険に加入していたし、加入させない取扱いは無かった。」と証言している上、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚も、同様の証言をしている。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、申立人が勤務したとする部署に所属していた複数の同僚は、ほぼ同時期に雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時の

A社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種で同年代の同僚の記録から、昭和45年12月から46年8月までは3万9,000円、同年9月から47年1月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年12月から47年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、B社での勤務内容及び同僚の職歴を詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、厚生年金保険事業所名簿によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該期間当時のB社の取締役で解散当時の事業主は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。私自身のB社での厚生年金保険の加入記録も無いので、同社が厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶するB社の同僚のうち、一人は、当該期間において国民年金の記録が確認できる。

加えて、申立人が名字のみ記憶する同僚は、人物を特定できないため、当時のB社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答している。

また、C社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、回答が得られない。

さらに、当該期間に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立

人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人は、自らの勤務していた事業所の名称等を正確に記憶していないところ、厚生年金保険事業所名簿によると、申立てに係る名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、厚生年金保険の事業所名簿検索結果から判断して、申立人が勤務していたとする事業所の可能性があるE社について調査したものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、E社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が記憶する同僚は、名字のみの記憶であることから人物を特定ができず、申立てに係る周辺事情について調査できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7227

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和63年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成4年8月31日までA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

厚生年金保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和63年6月1日とされているが、同社が加入しているC健康保険組合の記録によると、申立人の組合員資格取得日は、同年4月1日とされていることが確認できる。

さらに、C健康保険組合は、A社B支店では申立期間当時、複写式の届出用紙を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和63年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年6月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、婚姻（昭和55年3月）後の同年6月か同年7月頃に、A市役所B支所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員に2年分の国民年金保険料を遡って納付することを勧められたが、その場で納付することができず、後日、実家の母親からお金を借りて、夫と一緒に同支所の窓口で2年分の保険料を二人分まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和55年3月）後の同年6月か同年7月頃に、A市役所B支所で夫と一緒に国民年金加入手続を行い、その際に、窓口職員に2年分の国民年金保険料を遡って納付することを勧められたので、後日、同支所の窓口で申立期間の国民年金保険料を二人分まとめて納付したとしている。このことから、申立期間の保険料を過年度納付したとする主張と思われるものの、申立人及びその夫共に、過年度納付書の受領及び申立期間の保険料の納付金額については明確に覚えていないとしている上、同市では、過年度保険料は取り扱っておらず、同支所の窓口で保険料を納付することはできなかったとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で夫と連番で払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、夫婦の国民年金加入手続は、昭和57年2月頃に同市で行われ、この加入手続の際に、夫婦の資格取得日を遡って53年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金加入手続時期を基準とすると、申立人が国民年金保険料を納

付したとする55年の時点では、申立人及びその夫共に国民年金に未加入であったことから、申立期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる上、加入手続時点では、申立期間のうち、53年4月から54年12月までの保険料は時効により納付することはできず、55年1月から同年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、加入手続後、自身と夫の保険料を2年分まとめて納付したとしており、夫の納付記録を見ると、申立期間の保険料は未納とされていることから、申立人が申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、夫婦の納付記録を見ると、申立人及びその夫共に、前述の国民年金加入手続後の昭和57年7月31日に申立期間直後の55年4月から56年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるが、当該期間の保険料が過年度納付された時点では申立期間の保険料は時効となり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年3月まで

私は、就職する際に年金手帳の提出が必要となるため、平成10年1月から同年3月頃までにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、国民年金保険料は、2年間は遡って納付できると説明を受けた。その数日後に同区役所に行き、2年間は遡って納付できると説明を受けた国民年金担当窓口で母親から借りたお金で一括納付した。領収書の受領の有無や納付金額等の詳しいことは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年1月から同年3月頃までにA市B区役所で国民年金加入手続を行ったとしているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の基礎年金番号は9年2月4日に同区で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って4年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられることから、申立人が記憶する加入手続時期とは相違する。

また、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であった。しかしながら、i) 申立人は、国民年金加入手続を行った際に2年分の保険料を遡って納付できると説明を受け、数日後にA市B区役所の国民年金担当窓口で母親から借りたお金で一括納付したとしているものの、申立期間の保険料の納付金額及び領収書の受領の有無は覚えておらず、納付書により金融機関で保険料を納付したことはないとしていること、ii) 母親は、申立人が保険料を納付するために送金したこと

は覚えているものの、詳細は覚えていないとしていること、iii) 同市では、過年度保険料は取り扱っておらず、区役所の国民年金担当窓口では、現年度保険料の収納も行っていなかったとしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、平成7年1月頃、勤めていた会社の総務の人に、就職前の国民年金加入記録が無いこと、及び国民年金保険料は2年前までは遡って納付できることを聞いたので、A社会保険事務所（当時）で国民年金加入手続を行い、その際に、納付金額までは覚えていないが3か月分の保険料を納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月頃、勤めていた会社の総務の人に、就職前の国民年金加入記録が無いこと、及び国民年金保険料は2年前までは遡って納付できることを聞いたので、A社会保険事務所で加入手続を行い、その際に、申立期間の保険料を納付した覚えがあるとしているものの、申立期間の保険料の納付金額については覚えていないとしているほか、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では国民年金加入手続は取り扱っておらず、制度上、加入手続は、住民票のある市町村で行うこととされていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びB市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は、平成8年9月1日とされており、同名簿の資格取得事由欄には、「厚年喪失 平8.9.17」と記載されていることから、同年9月17日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。申立人は、申立期間当時は短大生であったとしていることから、申立期間は第1号被保険者期間とみられるものの、オンライン記録、同市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれを見ても、資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年9月1日とされていることから、申

立期間当時に申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成2年3月まで

私は、大学を卒業（昭和59年3月）してから、3年ぐらいの間にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後、国民年金保険料は、遡って数回、納付書で金融機関にまとめて納付し、その後、口座振替で保険料を納付した記憶がある。申立期間当時の父親の確定申告書には、私が保険料を納付した金額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業（昭和59年3月）してから、3年ぐらいの間にA市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後、保険料は、遡って数回、納付書で金融機関にまとめて納付し、その後、口座振替で保険料を納付した記憶があるとしているところ、具体的な加入手続時期、申立期間の保険料の納付対象期間、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月23日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って昭和59年4月1日（大学卒業時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、申立人が保険料を納付することはできなかったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から63年12月までの保険料は時効により納付することは

できず、申立期間のうち、平成元年1月から2年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、加入手続後、まとめて納付したのは数回であったとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の同年4月から3年3月までの保険料（10万800円）は加入手続直後の同年4月30日にまとめて納付され、同年4月の保険料（9,000円）は同年5月1日、同年5月及び同年6月の保険料（1万8,000円）は同年7月15日に納付されており、その後の保険料は口座振替で納付されていることが確認できることから、申立人が加入手続後に納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性が高く、申立人が申立期間のうち、元年1月から2年3月までの保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、申立人は、昭和60年及び61年の、自身が保険料を納付していたことを示す資料として、父親か税理士が記入した確定申告書（写し）を提出しているものの、i）これら確定申告書の社会保険料控除欄（60年の同申告書の社会保険料控除欄に記載してある保険料額は、昭和59年度の前納保険料額が誤って記載されている。）に計上されている国民年金保険料は、申立期間当時、家族のうち、唯一国民年金に加入し、保険料を納付していた母親の一年分まとめて前納した保険料額と一致していること、ii）前述のとおり、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立人が保険料を納付することはできないことから、申立人が提出した確定申告書の社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料は、申立人に係るものと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきんネット」を見て、自分の年金記録に間違いがあることが分かった。私は、平成8年7月31日にA事業所を退職したため、資格喪失日は同年8月1日のはずである。厚生年金保険の記録を正しく訂正し、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する平成8年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、平成8年7月31日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の被保険者資格喪失日は、オンライン記録と同日の平成8年7月31日と記載されていることが確認できる。

また、A事業所は、当時の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除、申立期間に係る保険料控除を確認できる資料は保存していないと回答している。

さらに、申立人の所持する平成8年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、申立期間（平成8年7月分）の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

なお、A事業所が保管する厚生年金基金加入員資格喪失通知書によると、当初、平成8年7月31日とされていた申立人の加入員資格喪失日が、同年8月1日に訂正されていることが確認できる。B厚生年金基金は、「加入員の資格喪失等の届出は、基金の分のみを受領する。社会保険事務所（当時）への手続は、事業所が直接行い、当基金が関与することはない。また、基金への加入・喪失の届出については、事業所に電話等で内容を確認して訂正することもある。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7229（事案1840、4222、5307及び6836の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から12年6月21日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして過去4回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年10月28日付け、22年9月1日付け、23年2月23日付け及び同年12月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、結果に納得できないので再度申し立てる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社から提出された平成4年1月から9年3月までの期間に係る賃金台帳（支給控除一覧表）により、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できること、ii) 事業主が「申立人に係る厚生年金保険の資格取得手続は行わず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言していること、iii) 申立人が申立期間を含む昭和62年6月21日以降、現在に至るまで国民健康保険の被保険者であること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人から新たな資料として国民健康保険料未納保険料残額明細書が提出されたものの、当該明細書は、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証拠資料ではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは

認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人が「A社が、自分を厚生年金保険に加入させなかったことに納得できない。」と主張するものの、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る4回目の申立てについては、申立人が「法律上、厚生年金保険に入れるべき者を入れていない会社が悪い。法律を犯しているのに何の措置もないのか。」と主張するものの、当該主張については、当委員会で判断すべき内容ではない上、ほかに今回の申立ての理由は無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回も過去4回の申立てと同様に、「申立期間に係る厚生年金保険の記録を回復してほしい。法律を犯した会社に対して制裁を科してほしい。」と主張し、申立期間について5回目の申立てを行っている。

しかし、当委員会は、年金記録の訂正に関し判断を行う機関であり、申立人が「法律を犯した会社に対して制裁を科してほしい。」とする主張については、年金記録訂正の対象となるものではなく、当委員会における調査・審議の対象ではない。

また、今回も当該主張のほかに申立ての理由は無いことから、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年9月まで

ねんきん定期便で標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが分かったので、当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表によると、申立人の申立期間に係る支給合計及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、自身が同社の経理を担当していた旨認めている。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月頃から52年12月16日まで
② 昭和52年12月から55年11月まで
③ 昭和55年12月21日から56年9月頃まで

私は、昭和51年10月頃から56年9月頃までA社に勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社における被保険者記録は52年12月16日から55年12月21日までとなっていることが分かった。申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和52年12月16日に資格取得、55年12月20日に離職していることが確認できるところ、当該資格取得及び離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格取得日及び喪失日と一致している。

また、A社は、「社員管理表によると、申立人は、昭和52年12月16日入社、55年12月20日退社と記録されており、申立期間①及び③について、勤務実態は無い。」と回答している。

さらに、申立期間①当時、申立人は、「A社B支店に勤務していた。」と主張しているが、当該期間当時、A社B支店に勤務していたとする複数の同僚から、申立人の当該期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはでき

ない。

加えて、申立期間③について、申立人は、「昭和56年9月に、A社C支店を退職して、D市E区に転入届を出した。同区に住所を定めた1年半から2年後に同市F区に転居した。」と主張しているところ、昭和56年2月26日付けでD市E区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、戸籍の附票により、同年9月14日に同市F区に転居していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A社から提出された社員管理表によると、申立人の当該管理表に記載された標準報酬月額、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時は、基本給と歩合給があり、歩合給を除いた支給額を標準報酬月額の算定基礎としていた。」と回答している上、同僚から提出された給与明細書によると、基本給に係る給与からは厚生年金保険料が控除されているが、歩合給に係る給与からは保険料が控除されていないことが確認でき、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期に勤務し、申立人と同じ職種であったとする複数の同僚の標準報酬月額は、申立期間において申立人とほぼ同額となっていることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然である状況はうかがえない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7232（事案6398の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月8日から34年11月14日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かったが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして、年金記録に係る確認申立てをしたが、平成23年9月14日付けにて、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと通知をもらった。

しかし、どうしても納得できないので、新しい資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがえなないこと、ii) 申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11月後の昭和35年10月24日に支給決定されていること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの理由から、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年9月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、「どうしても納得できないので、新しい資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る退手当金を受給していないものと認めることはできない。